

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

環境影響評価準備書に係る答申

平成 30 年 10 月 31 日

横浜市環境影響評価審査会

平成30年10月31日

横浜市長 林 文子 様

横浜市環境影響評価審査会  
会長 奥 真美



**横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業  
環境影響評価準備書に係る調査審議について（答申）**

平成30年6月28日環創環評第57号により諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

なお、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する市長意見の作成に当たっては、当審査会で指摘した事項について十分に配慮されるよう申し添えます。

**第1 対象事業**

1 事業者の名称等

名 称：国土交通省関東地方整備局

代表者：局長 石原 康弘

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1号

名 称：横浜市

代表者：市長 林 文子

所在地：横浜市中区港町1丁目1番地

2 対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

3 対象事業の目的

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業（以下「本事業」という。）は、国際コンテナ戦略港湾として、コンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、横浜港新本牧ふ頭地区において、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成するものです。

#### 4 対象事業の内容

##### (1) 対象事業の種類

公有水面の埋立て（環境影響評価法に規定する第一種事業）

##### (2) 対象埋立事業実施区域及び埋立区域の位置

横浜市中区本牧ふ頭地先海域

##### (3) 対象埋立事業の規模

埋立区域の面積 約 140 ha

##### (4) 対象埋立事業の工事計画概要

事項	内容	
埋立地の地盤高	基本水準面（C. D. L.）+4.0m程度	
護岸等の構造	ケーソン構造及び鋼板セル構造	
工事の概要	護岸工事	地盤改良が必要な区域については、地盤改良工事を行った後、護岸等の築造を行う。
	埋立工事	主に土運船により埋立用材を埋立地まで運搬した後、直接投入又は揚土船による揚土を行い、その後、ダンプトラック等で運搬して埋立てを行う。
埋立てに用いる土砂等の種類	建設発生土、浚せつ土砂、山砂等を想定	
工事工程	約20年間を想定	

## 第2 地域特性

横浜港は東京湾の北西部に位置しており、風向、潮流、水深などの自然条件に恵まれた天然の良港となっています。水域については、物流を中心とした港湾関連活動のほか、水上交通や海洋性レクリエーション、環境活動などの多様な利用が図られています。

本事業の事業実施区域及びその周囲（以下「事業実施区域周囲」という。）における水質の健康項目及びダイオキシン類は、いずれの地点でも環境基準値を満足していますが、生活環境項目については一部の地点で環境基準値を満足していない状況にあります。また、一部の地点においては、COD75%値、全窒素及び全リンの表層年平均値が環境基準値を満足していない状況が続いている。底層D0年最低値はほとんどの地点で上昇傾向にありますが、横浜港内、中の瀬南では変動が大きく、一定の傾向が見られません。なお、平成28年度の底層D0年最低値は、横浜港内の地点では「生物3」の環境基準値(2.0mg/L以上)を下回っています。本牧沖の地点では「生物2」の環境基準値(3.0mg/L以上)を、他の地点では「生物1」の環境基準値(4.0mg/L以上)を上回る状況にあります。

事業実施区域周囲では、重要な動植物種が確認されているほか、鶴見川河口及び金沢湾、平潟湾の河口・海岸域は、地域を特徴づける生態系の生息・生育場となっています。

事業実施区域周囲には、眺望地点及び人と自然との触れ合いの活動の場として、横浜港

シンボルタワー及び本牧海づり施設が設けられており、市民に開放されています。

なお、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区及び中区とされています。

### 第3 審査意見

本事業の実施及び環境影響評価書の作成に当たっては、事業内容及び地域特性を考慮し、準備書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意してください。

#### 1 全般的な事項

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、根拠を明確にし、分かりやすく丁寧に説明してください。
- (2) 「回避又は低減」をひとまとめの表現とする理由を評価書に記載してください。
- (3) 工事計画の具体化に当たっては、環境に配慮した技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討してください。
- (4) 地盤改良を行わない埋立部については、将来の土地利用に支障がないように適切な沈下対策を講じるとともに、液状化判定を行い、必要に応じて液状化対策を講じてください。
- (5) 水質汚濁防止法の規定に基づく公共用水域及び地下水の水質測定計画、東京湾環境一斉調査等との連携について検討した上で、工事中の環境監視調査の調査方法、調査地点、頻度及び結果の公表方法等について評価書に具体的に記載してください。また、本事業の実施が本牧海づり施設に及ぼす影響を懸念する意見があることから、閉鎖性の高まる水域を調査地点とすることを検討してください。
- (6) 工事中の環境監視調査の内容、埋立地の存在及び埋立地周辺で生まれる新たな経済活動等の複数の要因を勘案し、実行可能な範囲内で埋立て完了後の環境監視調査を実施してください。
- (7) 埋立て完了後の環境監視調査の実施及び当該調査結果の公表等の自主的な取組を評価書に記載してください。

#### 2 環境影響評価項目

##### (1) 工事の実施

###### ア 騒音

工事用車両の集中を避けた分散運行を実施してください。

##### (2) 埋立地の存在

###### ア 動物、植物及び生態系

(ア) 事業実施区域周辺の海域の生態系のバランスを考慮した上で、生物共生型護岸を整備してください。

(イ) 生物共生型護岸の効果を検証してください。

(ウ) 生物共生型護岸を環境学習の場としても活用するなどの自主的な取組を評価  
書に記載してください。

■ 環境影響評価法及び横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

平成 30 年 6 月 22 日	事業者が準備書及びこれを要約した書類（以下「準備書等」という。）を市長に送付															
平成 30 年 6 月 22 日	<p>事業者が官報及び横浜市報により準備書を作成した旨等を公告し、公告の日から一月間、準備書等を縦覧に供するとともに、準備書説明会の開催を公告            (準備書等を平成 30 年 7 月 23 日まで縦覧に供し、その後横浜市環境影響評価条例に合わせ平成 30 年 8 月 6 日まで閲覧を実施)</p> <p>市長が準備書等の送付を受けた旨を公告し、準備書等の写しの縦覧を開始（平成 30 年 8 月 6 日まで 46 日間）            縦覧場所（横浜市内）            環境創造局環境影響評価課並びに鶴見区役所及び中区役所の区政推進課            (横浜市中央図書館並びに鶴見区及び中区の図書館で閲覧を実施)            縦覧者数 1 名</p>															
	<p>事業者及び市長が準備書等を各々のウェブサイトで公表</p> <p>事業者が準備書についての意見書の提出の受付を開始（平成 30 年 8 月 6 日まで 46 日間）            意見書 5 通(30 意見)</p>															
平成 30 年 6 月 28 日	<p>環境影響評価審査会            市長が準備書に係る調査審議について審査会に諮問            事業者説明（準備書）</p>															
平成 30 年 7 月 15 日 7 月 18 日	<p>事業者が準備書説明会を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 月 15 日（日）</td> <td>横浜市立大鳥中学校</td> <td>31 名</td> </tr> <tr> <td>7 月 18 日（水）</td> <td>横浜市新山下地域ケアプラザ</td> <td>42 名</td> </tr> <tr> <td>7 月 18 日（水）</td> <td>横浜市新山下地域ケアプラザ</td> <td>14 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>87 名</td></tr> </tbody> </table>	開催日	場所	参加者	7 月 15 日（日）	横浜市立大鳥中学校	31 名	7 月 18 日（水）	横浜市新山下地域ケアプラザ	42 名	7 月 18 日（水）	横浜市新山下地域ケアプラザ	14 名	合計		87 名
開催日	場所	参加者														
7 月 15 日（日）	横浜市立大鳥中学校	31 名														
7 月 18 日（水）	横浜市新山下地域ケアプラザ	42 名														
7 月 18 日（水）	横浜市新山下地域ケアプラザ	14 名														
合計		87 名														
平成 30 年 7 月 12 日	環境影響評価審査会 質疑及び審議															
平成 30 年 7 月 30 日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足説明、準備書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解）、質疑及び審議															
平成 30 年 8 月 23 日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足説明）、質疑及び審議															
平成 30 年 9 月 11 日	事業者が準備書についての意見の概要及び当該意見に対する事業者の見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に送付															

平成 30 年 9 月 11 日	<p>市長が見解書の送付を受けた旨を公告し、見解書の写しの縦覧を開始（平成 30 年 9 月 25 日まで 15 日間）          縦覧場所（横浜市内）          環境創造局環境影響評価課並びに鶴見区役所及び中区役所の区政推進課          （横浜市中央図書館並びに鶴見区及び中区の図書館で閲覧を実施）          縦覧者数 0 名</p> <p>市長が見解書をウェブサイトで公表</p> <p>審査会に対する意見陳述の申出の受付を開始（平成 30 年 9 月 25 日まで 15 日間）          申出者数 0 名</p>
平成 30 年 9 月 14 日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（見解書）、質疑及び審議
平成 30 年 10 月 16 日	環境影響評価審査会 事務局説明（意見陳述の申出状況、指摘事項等一覧、検討事項一覧）及び審議
平成 30 年 10 月 31 日	環境影響評価審査会 事務局説明（答申案）及び審議

## ■ 事業者が当審査会に提出した補足資料

- 1 住居系地域の分布状況及び悪臭防止法に基づく規制地域の図の修正について
- 2 大気汚染物質の排出原単位の出典及び算出式の修正について
- 3 船舶工事における排出源の設定方法について
- 4 事業者調査のデータと横浜気象台のデータの相関について
- 5 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業準備書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
- 6 作業船からの大気汚染物質排出量の類推方法について

## ■ 横浜市環境影響評価審査会委員

岡部 とし子

◎ 奥 真美

押田 佳子

菊本 統

木下 瑞夫

五嶋 良郎

田中 稲子

田中 伸治

津谷 信一郎

中村 栄子

○ 葉山 嘉一

堀江 侑史

水野 建樹

横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略